

第4章 耐震化を促進するための指導や命令等に関する事項

●指導等の実施

- 耐震改修促進法に基づき、建築物の所有者に対し、耐震化を促進するため公共的な観点から必要な支援を行うとともに、指導、助言等を行う。
- 指導、助言は、所有者に対して、既存建築物の耐震診断、改修の必要性を説明し、それらの実施を促す。



第5章 その他建築物の耐震化の促進に関する事項

●関係団体との連携

- 耐震化の目標を達成するために、県、(公社)徳島県建築士会、(一社)徳島県建築士事務所協会をはじめとする各関係団体との連携を行う。

主な関係団体

団体名	連絡先
徳島県県土整備部住宅課	088-621-2598
「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター	088-666-3124
(公社) 徳島県建築士会	088-653-7570
(一社) 徳島県建築士事務所協会	088-652-5862

●進行管理

- 徳島市住宅・建築物耐震化促進協議会において進捗状況や目標の達成状況を把握し、必要に応じて目標設定の見直し等を行う。
- 住宅については、徳島県が毎年策定する「徳島県住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」において、耐震化促進事業の実施・達成状況の把握、評価、改善策の設定等を行う。



徳島市耐震改修促進計画 2022 の概要

序章 はじめに



●計画策定の背景

- 平成 19 年度：「徳島市耐震改修促進計画」を策定
- 平成 25 年度：計画を改定（前回計画）
→前回計画の計画期間の満了（～令和 3 年）及び、徳島県耐震改修促進計画の改定（令和 3 年 7 月）を受けて、「徳島市耐震改修促進計画 2022」を策定

●計画の目的

- 既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に推進するための計画である。
- 既存建築物の耐震性を向上させることにより、地震による建築物の被害を未然に防止し、市街地の防災性を高め、安全で安心なまちづくりを進める。

●計画の対象期間

- 令和 4〔2022〕年度から令和 8〔2026〕年度までの 5 年間

第 1 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

●想定される地震の規模、被害の状況

○南海トラフで発生する地震
 ・最大クラスの地震・津波（レベル 2）
 →マグニチュード 9.1（南海トラフ巨大地震）
 ⇒徳島市における被害
 ・人的被害：死者約 10,400 人、負傷者約 6,200 人
 ・建築物被害：全壊約 48,300 棟
徳島県南海トラフ巨大地震被害想定等より

○中央構造線・活断層地震
 ・讃岐山脈南縁東部区間（鳴門市付近～美馬市付近）
 →マグニチュード 7.7 程度
 ⇒徳島市における被害
 ・人的被害：死者約 1,340 人、負傷者約 5,200 人
 ・建築物被害：全壊約 25,600 棟
徳島県中央構造線・活断層地震被害想定より

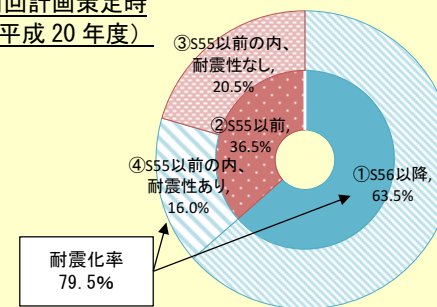
●耐震化の現状・耐震改修等の目標設定

住 宅

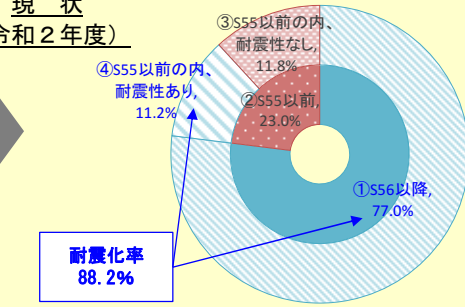
○現状

- 令和 2 年度時点の住宅の耐震化率は約 88%。（木造戸建：約 83%、その他：約 92%）
- 前回計画策定時の耐震化率約 80%（平成 20 年度）から約 8 ポイント向上。

前回計画策定時
（平成 20 年度）



現 状
（令和 2 年度）



○目標

- 住宅の耐震化の現状、これまでの本市の取り組み、国の目標等を踏まえて、令和 8 年度までに住宅の耐震化率 95%及び、地震発生時における「死者ゼロ」を目指す。

特定建築物

○現状

- ・令和2年度時点の耐震改修促進法で規定される建築物（特定建築物）の耐震化率は約79%。
- ・特定建築物は、下表のとおり第1～3号に分類される。

現 状（令和2年度）

※第2号・第3号の棟数には、第1号の棟数も含まれる

区分	棟数 (棟)	耐震性あり(棟)			耐震化率
		S55以前	S56以降	小計	
第1号特定建築物 【多数の者が利用する建築物】	1,394	141	989	1,130	81.1%
第2号特定建築物 【危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】	194	4	133	137	70.6%
第3号特定 【道路を閉鎖させる住宅・建築物】	219	5	148	153	69.9%
合計	1,807	150	1,270	1,420	78.6%

○特定建築物（民間）の耐震化着手の優先度 ※本編では第2章に記載

- ・「災害時に機能の確保が必要な建築物」、「災害時に要援護者等が利用する建築物」を優先的に耐震化に着手すべき建築物と位置づける。

○目標

- ・災害時に重要な機能を果たす4用途の建築物のうち、耐震化率が現時点で100%となっていない学校及び病院について、民間と連携して耐震性の不足するものの概ね解消を目指す。

市有施設

○市有施設の耐震化着手の優先度（※本編では第2章に記載）と耐震化の現状

- ・市有施設について、下表のとおり耐震化に着手すべき建築物の優先度を設定。
- ・優先度Aの市有施設は、既に全ての施設の耐震化率100%達成。
- ・次いで優先度の高い、優先度Bの市有施設は令和3年10月時点で125棟中、119棟が耐震性を有しており、耐震化率は約95%。

市有施設の耐震化着手の優先度設定

優先度	用途区分
【優先度A】 地震発生時の避難、救護、応急対策活動拠点となる防災上重要な建築物、及び高齢者・乳幼児等の災害時要援護者のための建築物 令和3年10月時点の耐震化率:100%	・防災活動中核拠点（市役所本庁舎、消防本部） ・災害医療活動拠点（病院、診療所） ・地域防災活動拠点（消防署所、災害対策連絡所、水道管理施設） ・避難所（学校教育施設、福祉施設、社会教育施設、コミュニティ施設等）
【優先度B】 不特定多数の者が使用し多くの被害が予測される建築物及びライフラインの応急対策活動拠点となる建築物 令和3年10月時点の耐震化率:95.2% (119棟/125棟)	・学校教育施設（避難所指定以外） ・各種福祉施設（避難所指定以外） ・集会所（避難所指定以外） ・社会教育施設 ・文化・コミュニティ施設 ・観光・レクリエーション施設 ・下水道管理施設、水道施設等
【優先度C】 優先度A・B以外のもの	・その他施設

○目標

- ・優先度Bの市有施設について、令和8年度までに耐震化率100%を目指す。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

●基本的な取り組み方針

- ①所有者等の主体的な取り組みを基本として耐震化の促進を図る。
- ②行政等は、地域特性や緊急性、公益性を十分に考慮し、耐震性の確保に必要な技術的、財政的支援を行う。
- ③市は、耐震化の進捗状況の把握に努める。
- ④優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定する。



●具体的な取り組み

○耐震診断・改修の促進を図るための支援策

- ・各種助成制度により、耐震診断・改修の取り組みを支援する。
- ・避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料を整備する。

○安心して耐震改修ができる環境整備

- ・相談窓口の設置や戸別訪問等により、耐震化に関連する情報を積極的に提供する。
- ・県と協働して、耐震改修等の実施にあたって必要な人材等の育成に努める。

○地震発生時に通行を確保すべき道路

- ・耐震改修促進法に基づき、通行障害既存不適格建築物の耐震化促進を図る。



耐震シェルター設置イメージ

○「死者ゼロ」に向けた総合的な安全対策

- ・家具の転倒防止や耐震シェルターの設置、ブロック塀の耐震化、落下物（天井・窓ガラス等）の安全対策等、生命を守ることに主眼をおいた「死者ゼロ」に向けた総合的な安全対策に取り組む。



各種周知・啓発用
チラシ・パンフレット・動画



第3章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及

- 地震に関する地域危険度マップの作成・公表
- 相談体制の整備及び情報提供の充実
- パンフレットの配布等、学習機会の提供
- リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- 建替え・住替えの推進
- 空き家対策の取り組み
- コミュニティ・自治会との連携・取り組み支援

